

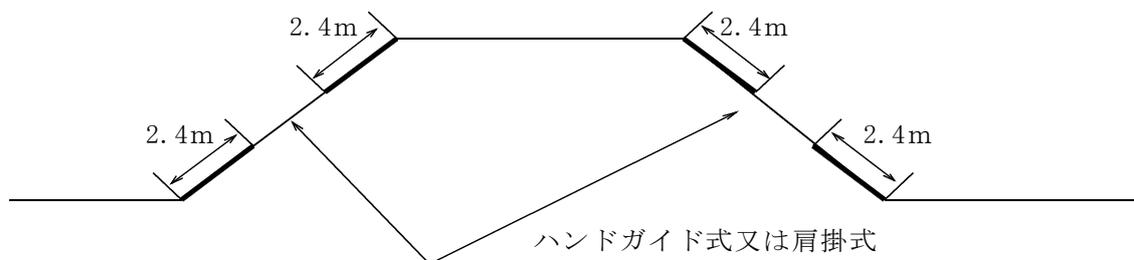
9章 堤防除草工

9.1 堤防除草工

9.1.1 堤防除草工

1) 堤防除草は、トラクターモア式・ハンドガイド式・肩掛式による作業を原則とする。なお、トラクターモア式の場合は下記によること。

- (1) 原則として植生後の経過年数及び法勾配に関係なく出来るものとする。ただし、1年目の築堤については、トラクターモア式は使用しないものとする。
- (2) 小段は走行しないものとし、堤防法面の刈取幅は5割未満の堤防の場合、下図を標準とする。



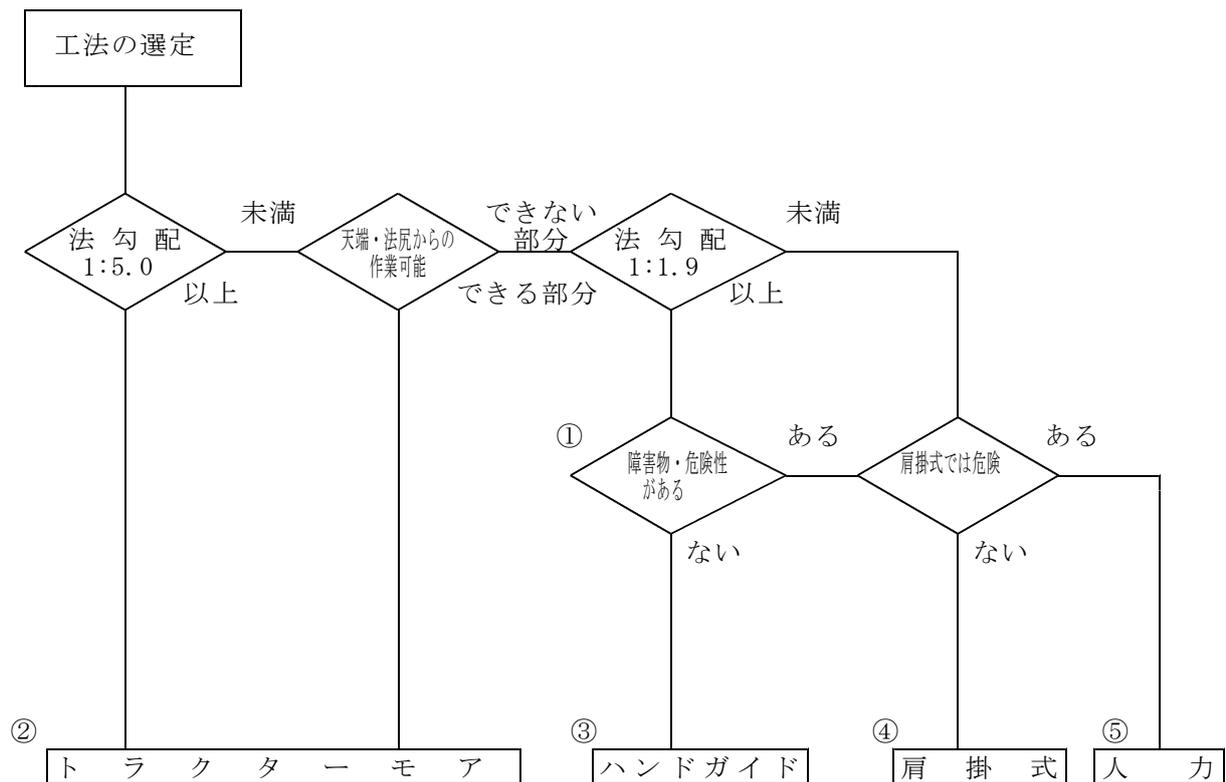
- (3) 平場については必要に応じておこなうものとする。
- (4) 丘陵堤は、2年目以降は全法面トラクターモア式を原則とする。

2) 集草について

集草は機械集草及び人力集草とし、トラクターモア及びハンドガイドにより除草した箇所は機械集草によることを原則とする。なお、集草まで行う場合は他の利用、もしくは一般廃棄物処分場での処理まで行うこと。

工法の選定

除草工法の選定は次のフローを標準とする。



- 注 ① ハンドガイドは堤防法面を縦断方向に除草するものとしUターン場所があり、障害物（杭、立木等）が点在していても迂回しながら作業できる箇所はハンドガイドとする。危険度の判断は現場の実態による。
- ② 丘陵堤の法面、堤内外の法尻平場の除草、堤防天端から2.4m及び法尻から2.4mの法面の除草。
- ③ ②で除草した残りの法面及び小段及び、トラクターモアで作業できない法尻平場の除草。
- ④ 堤内排水、連節ブロック上等トラクターモア、ハンドガイドで除草できない箇所、及び法面の状況によりハンドガイドでは法面を損傷するおそれのある箇所。
- ⑤ 肩掛式で除草できない箇所。